

第 22 期福島県内水面漁場管理委員会
第 4 回委員会議事録

1 日時	令和 8 年 8 月 28 日（金） 13 時 30 分から 14 時 16 分まで
2 場所	福島県自治会館 3 階 大会議室（福島市中町 8 番 2 号）
3 出席者	<p>（委員）片山 亜 優（会長）（ウェブ参加） 熊田 純 道（ウェブ参加） 穴澤 敬 子 大堀 一 幸 武内 佳 之 中沢 重 一 三木志津帆（ウェブ参加） 吉田 真 弓</p> <p>（書記）早乙女忠弘（水産課主幹） 平川 直 人（水産課主任主査） 寺本 航（水産課主査） 渡邊 亮 太（水産課主査）</p> <p>（県側）平田 豊 彦 水産課長（書記長） 佐藤太津真 水産事務所主幹兼次長兼漁業振興課長 佐久間 徹 水産資源研究所 後藤 勝 彌 内水面水産試験場長</p>
4 議事	<p>（1）議案 議案第 1 号 遊漁規則変更認可（内共第 26 号）について（諮問） 議案第 2 号 遊漁規則変更認可（内共第 27 号）について（諮問）</p> <p>（2）報告事項 ア 全国内水面漁場管理委員会連合会令和 8 年度通常総会について（報告）</p>
5 会議 （1）開会 早乙女書記	<p>定刻となりましたので、ただ今より第 22 期第 4 回福島県内水面漁場管理委員会を開催いたします。</p> <p>委員の出席状況を御報告いたします。本日は委員 10 人中、8 名の御出席をいただいております。なお、片山会長、熊田委員、三木委員におかれ</p>

ましては、ウェブでの御参加となっており、福島県内水面漁場管理委員会運営規程第3条第5項の規定に基づく情報通信機器を活用しての御参加となります。

よって、本委員会は、漁業法第173条で準用する漁業法第145条第1項の規定により、定員の過半数をもちまして成立いたしますことを御報告申し上げます。

(2) 会長
挨拶
早乙女書記

はじめに、片山会長より御挨拶をお願いします。

片山会長

会議に先立ちまして、一言、御挨拶申し上げます。

委員の皆様には、お忙しい中、御出席いただき、誠にありがとうございます。また、日頃から福島県内水面漁業への御支援、御協力をいただきまして厚く御礼申し上げます。

東日本大震災、東京電力福島第一原発事故から15年が経ちました。内水面漁業におかれましては、多くの関係者の御努力により、河川や湖沼の環境整備、資源の回復、遊漁の活性化など、様々な取組が進められてまいりました。

沼沢湖では、全国的なヒメマスの不漁に伴い、稚魚の放流ができなかったことにより、昨年まで禁漁となっておりましたが、一昨年から稚魚の放流を再開し、2年ぶりに解禁となりました。内水面における増殖活動の重要性について、改めて実感したところであります。

本日の委員会ですが、議案が2件、報告事項が1件予定されております。

委員の皆様から活発な御意見を頂戴しながら進めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

簡単ではございますが、私からの挨拶といたします。

早乙女書記

ありがとうございました。

(3) 議長
の選出
早乙女書記

続きまして、議長を選出いたします。

委員会運営規程第3条第1項の規定により、会長が会議を主宰することとなっておりますので、片山会長に議長をお願いしたいと思います。

片山会長、よろしくお願いいたします。

(4) 議事
録署名人の

選出 片山会長	議事に先立ちまして議事録署名人を選出いたします。議長指名とさせていただきます。よろしいでしょうか。
各委員	異議なし。
片山会長	それでは、議事録署名人に三木委員と吉田委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。
(5) 議案 片山会長	<p>それでは、議事に入ります。</p> <p>議案第 1 号「遊漁規則変更認可（内共第 26 号）について（諮問）」を議題といたします。</p> <p>本件に関して、知事より諮問されております。詳細について知事部局から説明をお願いいたします。</p>
平田課長	はい、議長。
片山会長	お願いいたします。
平田課長	<p>水産課の平田です。</p> <p>議案第 1 号「遊漁規則変更認可（内共第 26 号）について」説明いたします。</p> <p>資料 1 ページをお開きください。</p> <p>令和 8 年 6 月 8 日付け 8 生流第 1541 号で知事から貴委員会へ諮問しております。檜枝岐村漁業協同組合から申請のありました内共第 26 号の遊漁規則の変更認可について、漁業法第 170 条第 4 項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めるものです。</p> <p>詳細につきましては担当から説明させますので、御審議よろしくお願いいたします。</p>
寺本主査	はい、議長。
片山会長	お願いいたします。
寺本主査	<p>水産課の寺本です。</p> <p>遊漁規則変更認可（内共第 26 号）の内容について説明いたします。同じく資料 1 ページ、「2 遊漁規則変更の内容」を御覧ください。変更内容は、遊漁料の変更、現場加算額の変更の 2 点です。</p>

資料2 ページ、新旧対照表をお開きください。

変更部分に線を引いております。第7条、表中の1日及び1年遊漁料、現場加算額を増額しております。本変更につきましては、付則のとおり、令和9年1月1日から適用いたします。

資料3 ページ、遊漁規則変更認可に係る審査一覧を御覧ください。

表の真ん中に「変更理由」を記載しております。変更理由につきまして、近年の種苗費高騰の影響を考慮し、経営改善のため遊漁料及び現場加算額の値上げをする、としております。

一番下の「遊漁料の額が適当であるか」の審査については、審査の結果、資料4 ページに示す遊漁規則認可基準を満たすことから「適」としております。

ここで、別添資料としてお配りしております、A3サイズの1枚紙、「議案第1号関係資料」を御覧ください。審査内容をより詳細に記載しております。なお、漁業協同組合の収支等に係る内容も含まれているため、この資料は本日出席の皆様限りとしております。

資料の左側が遊漁規則認可基準に基づく審査内容の一覧であり、右側が具体的な実績値を記載しております。

認可基準1「遊漁を不当に制限しないものであること、組合員と遊漁者との取扱いが公平なものであること」につきましては、今回の変更におきまして変更点はありませんので、審査の対象外となります。

認可基準2「遊漁料の額が妥当なものであること」のうち、「(1) 遊漁料の増額改定は、組合運営の健全化を図るために、「ア 一般管理費の経費削減」、「イ 増殖事業の適正化」、「ウ 組合費の完全徴収」、「エ 遊漁料完全徴収のための方策」の改善が図られていることとされております。これらの項目について、事業報告書及び申請書に添付されていた理由書等により審査しております。

「イ 増殖事業の適正化」につきましては、右に記載した表の一番上「増殖事業の適正化」に、直近2年における増殖量の目標及び実績をまとめております。全ての魚種について、両年度ともに目標増殖量を達成しておりました。

「ウ 組合費の完全徴収」につきましては、右に記載した表のうち、上から二つ目の表のとおり、賦課金の徴収率が1であることから「適」としております。

「エ 遊漁料完全徴収のための方策」につきましては、認可申請書の添付書類により、関係各機関とより一層連携し、漁場監視員による見回りを強化するとともに、ホームページ及び遊漁承認証取扱所において周知徹底を図ることにより、収益性の改善が見込まれるとしており、「適」としております。

「(2) 増殖及び漁場管理費が遊漁料収入総額を上回っていること」に

つきましては、過去2年間の事業報告書から増殖及び漁場管理費が遊漁料収入総額を上回っていることを確認し、「適」としております。

「(3) 同種漁業につき、現場加算額を除く遊漁料の額が次の範囲内にあること」につきましては、遊漁料が組合費の130%以下でかつ現行遊漁料金の150%以下であることが条件となっております。なお、ここでいう組合費は賦課金と行使料を合算した額となります。右の表「同種漁業の組合費」とその下の「値上げ率」でまとめておりますとおり、遊漁料が組合費の130%以下であり、かつ、値上げ率が150%以下でありましたので、「適」としております。

「(4) 1日利用料金が設けられていること」につきましては、設けられておりますので、「適」でございます。

「(5) 1日利用料金は、同種漁業の年利用料金基本額の25%以下であること」につきましては、1日利用料金が年利用料金基本額の25%以下でありましたので、「適」としております。なお、ここでいう年利用料金基本額とは、組合費の130%の額のことです。

「(6) 現場加算額の増額改定は、「2(1)イ 増殖事業の適正化」及び「エ 遊漁料完全徴収のための方策」の改善を行ったうえでも、なお必要とされる場合であること」につきましては、監視員の見回り強化等により遊漁料完全徴収を図るとしてはありますが、それでもなお種苗費高騰により増額経費の増大がみられますので、審査結果は「適」としております。

最後に、「(7) 現場加算額は、1日利用料金を上回るものでないこと」につきまして、現場加算額は1日利用料金を上回っておりませんので、「適」としております。

以上が審査内容でございます。いずれの項目も審査結果は「適」でありました。

内共第26号檜枝岐村漁業協同組合の遊漁規則変更認可についての説明は以上でございます。なお、今後の事務手続きの中で、遊漁規則変更案に対して文書法規上の軽微な修正があった場合は、県に一任いただきたいと思います。御審議よろしくお願いいたします。

片山会長

ありがとうございました。

ただ今、知事部局より説明がありましたが、委員の皆様から御質問、御意見はございますか。

中沢委員

はい。

片山会長

お願いいたします。

中沢委員

中沢でございます。よろしくお願いいたします。

ただ今の件について、遊漁料を上げるということで、資料4ページにある遊漁規則認可基準に基づいて審査されているということですが、A3版の関係資料2(2)で教えていただきたいことがあります。「実際にかかっているお金、いわゆる採捕・ふ化費等プラス一般管理費」が「遊漁料収入の総額」を上回っていると、まずいということなんでしょうが、比率を見ても、遊漁料収入に対してかかっている経費が180%ぐらいで、値上げのための基準というのは組合費の130%以内、かつ現行遊漁料の150%以内ということで、これは単純に儲からないのではないかと、経営が厳しいのではないかとというような質問です。これは、この基準のとおりであると永遠に収支は逆転しないから、いつまでも経営が厳しいのかなと。そんなところの質問でございます。

寺本主査

はい、議長。

片山会長

お願いいたします。

寺本主査

水産課の寺本です。

今、御質問いただきました点につきまして、遊漁規則認可基準は一度に遊漁料を増額するときの基準ということで、都度都度、段階的に遊漁料を見直せると思います。

遊漁料収入に対して増殖経費が180%であり、組合費の130%までしか遊漁料を上げられないから、経営がよくなることについては、それらの整合性をすぐにイメージできないのですが、その時の経営状況を勘案して、遊漁料を見直していけるので、そこまで厳しい状況にはならないのではないかなと思っております。

平田課長

水産課、平田です。私からちょっと補足させていただきます。

内水面漁協の場合には、特に第五種共同漁業権の場合、公共的な水面に私権を設定しているという考え方になります。いわゆる公有水面の中で営漁行為とかができるという考え方に立って免許がなされております。

組合費の130%までと遊漁料の値上げの制限について、一般の遊漁者が組合員と比べて排他的な状況にならない、べらぼうに値上げして、とても遊漁できるような状況にないことを防ぐため、設けています。

また、漁場管理費の方がどうしても高くなってしまうところがあると思います。内水面漁業は海面漁業と比べると、資源に対して圧がかかりやすいという考え方に基づいて、漁場管理をしっかりやっていきたいと思います。ということから、どうしても遊漁料収入より漁場管理費の比重が高いというような考え方になってしまったところがあります。営漁をやる以上は、公共的な水面に対してダメージを与えないように、しっかりと資源の増殖を図

ってくださいという思想のもとに、漁業法上、そのような仕組みになっているところ です。

ただ、余りにも漁場管理費の方が高く、遊漁料を取ってもやっていけないという場合については、個別に相談に乗りまして、遊漁料のアップの相談に乗っているところ です。釣り堀のような考え方ができれば、どんどん値上げしていけますが、どうしても公共的な水面という観点から、こういう考え方になってしまうところ です。漁場管理費が非常に大きくなるということがある場合には、都度相談に乗ってるところ です。

以上です。

中沢委員

この内水面の利用という中では、単純な営利目的ではなく、組合は企業とは性格を別にしていると。ただ、ちょっと金額の乖離が大きかったの でどうなるのかなというところ でした。

ありがとうございます。

片山会長

ほかに御意見、御質問ありますでしょうか。

片山会長

ほかにないようですので、議案第 1 号「遊漁規則変更認可（内共第 26 号）について」をお諮りいたします。諮問のとおり決定することに異議ない旨、答申することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（委員 5 名中 5 名挙手、ウェブ参加委員 2 名中 2 名挙手）

片山会長

会場及びウェブで御参加の委員についても確認しました。全会一致ですので、議案第 1 号「遊漁規則変更認可（内共第 26 号）について」は、諮問のとおり規則改正することに異議ない旨、答申することといたします。なお、答申につきましては、5 ページ、答申文案の記の欄に「諮問のとおり認可することに異議ありません」と記載して知事に答申することとします。

片山会長

それでは、次の議事に移ります。

議案第 2 号「遊漁規則変更認可（内共第 27 号）について」を議題といたします。本件に関して、知事より諮問されております。詳細について知事部局から説明をお願いいたします。

平田課長

はい、議長。

片山会長

お願いいたします。

平田課長

水産課の平田です。

議案第2号「遊漁規則変更認可（内共第27号）について」説明いたします。

この議案につきましては、内共第27号の漁業権が2つの漁業協同組合の共同免許となっていますので、それぞれの漁業協同組合から遊漁規則の変更認可の申請が提出されております。

まず1件目ですが、資料6ページをお開きください。令和8年6月18日付け8生流第1542号で知事から貴委員会へ諮問しております。内容としましては、檜枝岐村漁業協同組合から内共第27号の遊漁規則変更について、漁業法第170条第4項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めるものです。

続いて資料、10ページをお開きください。令和8年7月8日付け8生流第1987号で知事から貴委員会へ諮問しております。内容につきましては、魚沼漁業協同組合から内共第27号の遊漁規則の変更について、漁業法第170条第4項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めるものです。

2件とも遊漁料の変更、現場加算額の変更であり、変更内容は全て同じとなっております。

詳細につきましては担当から説明させますので、御審議よろしく願いいたします。

寺本主査

はい、議長。

片山会長

お願いいたします。

寺本主査

水産課の寺本です。

遊漁規則変更認可（内共第27号）の内容について説明いたします。

まず、檜枝岐村漁業協同組合の認可申請について御説明申し上げます。資料6ページ、「2 遊漁規則変更の内容」を御覧ください。変更内容は、遊漁料の変更、現場加算額の変更の2点です。

資料7ページ、新旧対照表をお開きください。変更部分に線を引いております。第8条、表中の1日及び1年遊漁料、現場加算額を増額しております。本変更につきましては、付則のとおり、令和9年1月1日から適用いたします。

資料8ページ、遊漁規則変更認可に係る審査一覧を御覧ください。表の真ん中に「変更理由」を記載しております。変更理由につきましては、近年の種苗費高騰の影響を考慮し、経営改善のため遊漁料及び現場加算額の値上げをする、としております。

一番下の「遊漁料の額が適当であるか」の審査については、審査の結果、資料4ページに示す遊漁規則認可基準を満たすことから「適」としており

ます。

ここで、別添資料としてお配りしております、A3サイズの1枚紙、議案第2号関係資料①を御覧ください。審査内容をより詳細に記載しております。なお、漁業協同組合の収支等に係る内容も含まれているため、この資料は本日出席の皆様限りとしております。

資料の左側が遊漁規則認可基準に基づく審査内容の一覧であり、右側が具体的な実績値を記載しております。

認可基準1「遊漁を不当に制限しないものであること、組合員と遊漁者との取扱が公平なものであること」につきましては、今回の変更におきまして変更点はありませんので、審査の対象外となります。

認可基準2「遊漁料の額が妥当なものであること」のうち、「(1) 遊漁料の増額改定は、組合運営の健全化を図るために、「ア 一般管理費の経費削減」、「イ 増殖事業の適正化」、「ウ 組合費の完全徴収」、「エ 遊漁料完全徴収のための方策」の改善が図られていることとされております。これらの項目について、事業報告書及び申請書に添付されていた理由書等により審査しております。

「イ 増殖事業の適正化」につきましては、右に記載した表の一番上「増殖事業の適正化」に、直近2年における増殖量の目標及び実績をまとめております。共同免許されている魚沼漁業協同組合が放流している「こい、ふな、わかさぎ」を除き、全ての魚種について、両年度ともに目標増殖量を達成しておりましたので、「適」としております。

「ウ 組合費の完全徴収」につきましては、右に記載した表のうち、上から二つ目の表のとおり、賦課金の徴収率が1であることから「適」としております。

「エ 遊漁料完全徴収のための方策」につきましては、認可申請書の添付書類により、関係各機関とより一層連携し、漁場監視員による見回りを強化するとともに、ホームページ及び遊漁承認証取扱所において周知徹底を図ることにより、収益性の改善が見込まれるとしており、「適」としております。

「(2) 増殖及び漁場管理費が遊漁料収入総額を上回っていること」につきましては、過去2年間の事業報告書から増殖及び漁場管理費が遊漁料収入総額を上回っていることを確認し、「適」としております。

「(3) 同種漁業につき、現場加算額を除く遊漁料の額が次の範囲内にあること」につきましては、遊漁料が組合費の130%以下でかつ現行遊漁料金の150%以下であることが条件となっております。なお、ここでいう組合費は賦課金と行使料を合算した額となります。右の表「同種漁業の組合費」とその下の「値上げ率」でまとめておりますとおり、遊漁料が組合費の130%以下であり、かつ、値上げ率が150%以下でありましたので、「適」としております。

「(4) 1日利用料金が設けられていること」につきましては、設けられておりますので、「適」でございます。

「(5) 1日利用料金は、同種漁業の年利用料金基本額の25%以下であること」につきましては、1日利用料金が年利用料金基本額の25%以下でありましたので、「適」としております。なお、ここでのいう年利用料金基本額とは、組合費の130%の額のことです。

「(6) 現場加算額の増額改定は、「2(1)イ 増殖事業の適正化」及び「エ 遊漁料完全徴収のための方策」の改善を行ったうえでも、なお必要とされる場合であること」につきましては、監視員の見回り強化等により遊漁料完全徴収を図るとしてはありますが、それでもなお種苗費高騰により増額経費の増大がみられますので、審査結果は「適」としてしております。

最後に、「(7) 現場加算額は、1日利用料金を上回るものでないこと」につきまして、現場加算額は1日利用料金を上回っておりませんので、「適」としてしております。

以上が審査内容でございます。いずれの項目も審査結果は「適」でありました。

引き続き、魚沼漁業協同組合の認可申請について御説明申し上げます。資料10ページ、「2 遊漁規則変更の内容」を御覧ください。変更内容は、先程の説明同様、遊漁料の変更、現場加算額の変更の2点です。

資料11ページ、新旧対照表をお開きください。変更部分に線を引いております。第8条、表中の1日及び1年遊漁料、現場加算額を増額しております。本変更につきましては、付則のとおり、先程の説明同様、令和9年1月1日から適用いたします。

資料12ページ、遊漁規則変更認可に係る審査一覧を御覧ください。表の真ん中に「変更理由」を記載しております。変更理由につきましては、物価高騰により種苗購入費等の増殖経費が増加していることから経営改善のため遊漁料及び現場加算額の値上げをする、としております。

一番下の「遊漁料の額が適当であるか」の審査については、審査の結果、資料4ページに示す遊漁規則認可基準を満たすことから「適」としております。

ここで、別添資料としてお配りしております、A3サイズの1枚紙、議案第2号関係資料②を御覧ください。審査内容をより詳細に記載しております。なお、漁業協同組合の収支等に係る内容も含まれているため、この資料は本日出席の皆様限りとしております。

資料の左側が遊漁規則認可基準に基づく審査内容の一覧であり、右側が具体的な実績値を記載しております。

認可基準1「遊漁を不当に制限しないものであること、組合員と遊漁者との取扱いが公平なものであること」につきましては、今回の変更におきまして、変更点はありませんので、審査の対象外となります。

認可基準2「遊漁料の額が妥当なものであること」のうち、「(1) 遊漁料の増額改定は、組合運営の健全化を図るために、「ア 一般管理費の経費削減」、「イ 増殖事業の適正化」、「ウ 組合費の完全徴収」、「エ 遊漁料完全徴収のための方策」の改善が図られていることとされております。これらの項目について、事業報告書及び申請書に添付されていた理由書等により審査しております。

「イ 増殖事業の適正化」につきましては、右に記載した表の一番上「増殖事業の適正化」に、直近2年における増殖量の目標及び実績をまとめております。うぐい、いわな、やまめを除く、全ての魚種について、両年度ともに目標増殖量を達成しておりました。なお、未達成であった、うぐい、いわな、やまめにつきましては、未達成分を共同免許されている檜枝岐村漁業協同組合が放流しております。このため、審査結果は「適」としております。

「ウ 組合費の完全徴収」につきましては、右に記載した表のうち、上から二つ目の表において、賦課金の徴収率が1を下回っておりました。この件について、魚沼漁業協同組合に確認したところ、一部組合員へ組合費を減額していることから、見かけ上、徴収率が1を下回るが、完全徴収しているとのことでした。このため、審査結果は「適」としてしております。

「エ 遊漁料完全徴収のための方策」につきましては、認可申請書の添付書類により、漁場監視員による見回りを全区域において行うとともに、看板及びホームページにおいて周知徹底を図ることにより、収益性の改善が見込まれるとしており、「適」としてしております。

「(2) 増殖及び漁場管理費が遊漁料収入総額を上回っていること」につきましては、過去2年間の事業報告書から増殖及び漁場管理費が遊漁料収入総額を上回っていることを確認し、「適」としてしております。

「(3) 同種漁業につき、現場加算額を除く遊漁料の額が次の範囲にあること」につきましては、遊漁料が組合費の130%以下でかつ現行遊漁料金の150%以下であることが条件となっております。なお、ここでいう組合費は賦課金と行使料を合算した額となります。右の表「同種漁業の組合費」とその下の「値上げ率」でまとめておりますとおり、遊漁料が組合費の130%以下であり、かつ、値上げ率が150%以下でありましたので、「適」としてしております。

「(4) 1日利用料金が設けられていること」につきましては、設けられておりますので、「適」でございます。

「(5) 1日利用料金は、同種漁業の年利用料金基本額の25%以下であること」につきましては、1日利用料金が年利用料金基本額の25%以下でありましたので、「適」としてしております。なお、ここでいう年利用料金基本額とは、組合費の130%の額のことです。

「(6) 現場加算額の増額改定は、「2(1)イ 増殖事業の適正化」及

び「エ 遊漁料完全徴収のための方策」の改善を行ったうえでも、なお必要とされる場合であること」につきましては、監視員の見回り強化等により遊漁料完全徴収を図るとしてありますが、それでもなお物価高騰により増額経費の増大がみられますので、審査結果は「適」としております。

最後に、「(7) 現場加算額は、1 日利用料金を上回るものでないこと」につきまして、現場加算額は1 日利用料金を上回っておりませんので、「適」としております。

以上が審査内容でございます。いずれの項目も審査結果は「適」でありました。

内共第 27 号魚沼漁業協同組合の遊漁規則変更認可についての説明は以上でございます。なお、今後の事務手続きの中で、遊漁規則変更案に対して文書法規上の軽微な修正があった場合は、県に一任いただきたいと思います。

以上で、議案第 2 号の説明を終了いたします。2 つの漁業協同組合の申請については、それぞれ認可すべきとの結論でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

片山会長

ありがとうございました。

ただ今、知事部局より説明がありましたが、委員の皆様から御質問、御意見はありますでしょうか。

中沢委員

はい。

片山会長

中沢委員、お願いいたします。

中沢委員

度々申し訳ありません。先程の議案での質問ですが、参考資料の読み取りが甘く、深いところまで読み取れなくて生じた疑問でした。両方の漁協の増殖実績を見てみると、内共第 26 号ではイワナについて達成率 560%、ヤマメについて 700%、内共第 27 号ではイワナが 500%と目標の 5 倍以上の増殖をしています。これはやはり遊漁者の増加、川を楽しんでもらおうという漁協の理念があってこそ、実施できているもの。増殖の達成率を 700%から 100%にすると増殖及び漁場管理費が下がり、赤字でなくなるということは、漁協が非常に頑張って増殖量を増やして、遊漁者のために頑張っているという読み方もできると思いました。数値の読み取りが甘くて本当に申し訳ありませんでした。

大堀委員

はい。

片山会長

大堀委員、お願いいたします。

大堀委員	檜枝岐村漁協さんと魚沼漁協さんの年利用料金基本額が違うのですが、これはなぜ違うのでしょうか。
寺本主査	はい、議長。
片山会長	お願いいたします。
寺本主査	<p>水産課の寺本です。</p> <p>年利用料金基本額が異なるということは、両漁協で組合費が異なるということになります。組合費は賦課金と行使料を合わせた額です。A3版の関係資料の右側の真ん中に「同種漁業の組合費」というところがございます。そこが檜枝岐村漁協さんと魚沼漁協さんで異なります。</p>
片山会長	ほかに御意見、御質問ありますでしょうか。
片山会長	<p>ほかにないようですので、議案第2号「遊漁規則変更認可（内共第27号）について」をお諮りいたします。諮問のとおり決定することに異議ない旨、答申することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>（委員5名中5名挙手、ウェブ参加委員2名中2名挙手）</p>
片山会長	<p>会場及びウェブで御参加の委員についても確認いたしました。全会一致ですので、議案第2号「遊漁規則変更認可（内共第27号）について」は、諮問のとおり規則改正することに異議ない旨、答申することといたします。なお、答申につきましては、檜枝岐村漁業協同組合は資料9ページ、魚沼漁業協同組合は資料13ページの答申文案の記の欄に「諮問のとおり認可することに異議ありません」と記載して知事に答申することといたします。</p>
（6）報告事項	
片山会長	<p>続きまして、報告事項に移ります。</p> <p>報告事項ア「全国内水面漁場管理委員会連合会令和8年度通常総会について」、事務局より報告をお願いいたします。</p>
渡邊書記	はい、議長。
片山会長	はい、お願いいたします。

渡邊書記

書記の渡邊です。

報告事項ア「全国内水面漁場管理委員会連合会令和8年度通常総会について」御説明いたします。

資料14ページを御覧ください。今年度の全国内水面漁場管理委員会連合会通常総会は、5月29日に東京都で開催され、会長と事務局から私が出席いたしました。

資料15ページの通常総会次第を御覧ください。今年度は、議事として第1号議案から第3号議案が提出され、全ての議案が原案のとおり承認されました。

資料16ページから19ページまでは令和7年度事業報告書、20ページから22ページまでは令和8年度事業計画書となっております。後ほど御確認いただければと思います。

資料23ページを御覧ください。令和8年度、中央省庁への提案書を示してあります。提案項目は32ページまで、昨年度同様7つの項目があります。「Ⅰ 外来魚対策について」、「Ⅱ 鳥類による食害対策について」、「Ⅲ 魚病対策について」、「Ⅳ 河川湖沼環境の保全及び啓発について」、「Ⅴ 放射性物質による汚染対策について」、「Ⅵ ウナギの資源回復について」、「Ⅶ 内水面漁場管理委員会制度について」です。この提案について、中央省庁に提案することが可決されております。時間の都合上、詳細については省略させていただきますが、後ほど御参照ください。

以上で報告事項アの説明を終わります。

片山会長

ありがとうございました。

御案内しておりました議事はすべて終了いたしました。そのほか、何かございますでしょうか。

片山会長

それではないようですので、以上をもちまして、議長の任を終わらせていただきたいと思います。御協力ありがとうございました。

(7) 閉会
早乙女書記

御審議ありがとうございました。

以上をもちまして、第22期第4回福島県内水面漁場管理委員会を閉会いたします。